



令和3年6月2日発信

報道関係者 各位

## 飯山市と飯山管工事工業協会並びに飯山市上下水道工事組合との上下水道施設緊急措置等の協力に関する協定を締結

飯山市は、市内の上下水道工事事業者が構成する「飯山管工事工業協会」及び「飯山市上下水道工事組合」との間で、「災害時等における上下水道施設緊急措置等の協力に関する協定」の締結を行いました。協定の締結により、飯山市と飯山管工事工業協会及び飯山市上下水道工事組合は、従来からの協力関係を一層強化し、あらゆる災害や施設事故において上下水道施設の応急対策を円滑に実施し、災害時等における市民生活の安全、安心に寄与してまいります。

■締結日 令和3年6月1日（火）

■緊急対応の内容

災害時等において上下水道サービスを継続的かつ安定的に市民へ提供するため、飯山市、飯山管工事工業協会、飯山市上下水道工事組合は、相互に連携・協力して以下の緊急対応を実施します。

- (1) 平時における上下水道施設事故等の緊急修繕対応及び応急給水活動
- (2) 災害時における現地調査の実施及び、上下水道施設の被災状況等の把握
- (3) 災害時における飲料水の応急給水活動
- (4) 被災した上下水道施設の応急措置



### <担当課>

飯山市 建設水道部 上下水道課  
(課長) 高橋 英志 (担当) 高橋 辰哉  
住所：飯山市大字飯山 1110-1  
電話：0269-67-0739  
ファクシミリ：0269-81-3561  
電子メール：[jougesuidou@city.iiyama.nagano.jp](mailto:jougesuidou@city.iiyama.nagano.jp)

## 災害時等における上下水道施設緊急措置等の協力に関する協定

飯山市(以下「甲」という。)と飯山管工事工業協会(以下「乙」という。)並びに飯山市上下水道工事組合(以下「丙」という。)は、地震、風水害その他の災害(以下「災害等」という。)又は上下水道施設の事故及び大規模長時間停電(以下「施設事故」という。)が市内で発生又は発生のおそれがある場合、甲の所管する上下水道施設の応急処置又は緊急修繕対応(以下「緊急対応」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害等又は施設事故が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する上下水道施設の被災状況の調査、把握、緊急対応等を行うことについて、甲乙丙が協力し、市民の安全、安心を確保するため迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害等又は施設事故が発生又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは緊急対応等を実施することが困難であるときは、乙又は丙に対し、その協力を要請することができるものとする。  
2 乙及び丙は、甲から前項規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

### (要請手続き)

第3条 前条に定める要請は、甲が災害等又は施設事故の状況、場所、活動内容、必要とする人員、資機材等について、乙又は丙に対して連絡することをもって行うものとする。

### (協力の実施)

第4条 乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け要請に従って、甲の行う緊急対応に協力するものとする。

### (緊急対応の内容)

第5条 乙及び丙が行う緊急対応は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 現地調査の実施及び被災状況等の報告
- (2) 緊急対応に必要な人員、建設機械、資材の確保及び提供
- (3) 甲の所管する上下水道施設の応急復旧及び緊急修繕工事
- (4) 応急給水活動
- (5) その他甲が必要と認める緊急対応

### (経費の負担)

第6条 乙及び丙がこの協定に基づく緊急対応のために要した経費については、原則として甲の負担とする。  
2 前項に規定する経費の額については、甲が別に定める基準により積算した額に基づき甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

### (請負契約)

第7条 甲と乙及び丙の会員とは、飯山市財務規則(昭和54年飯山市規則第5号)の規定に基づく手続きにより、速やかに緊急対応業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

### (損害補償)

第8条 乙及び丙の会員が、第4条の規定により緊急対応業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することになった場合は、乙及び丙が加入する労働者災害保険を適用し、これを補償するものとする。  
2 第4条の規定による緊急対応の業務において、乙及び丙の機材が損害を受けたときの補償は、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

### (第三者に対する措置)

第9条 緊急対応従事中に第三者等に対して損害を及ぼした場合は、甲乙丙各々の責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議のうえ、その賠償にあたるものとする。

### (他市町村の災害)

第10条 他市町村に災害が発生又は発生するおそれがある場合における緊急対応の実施については、この協定の例により甲乙丙協議のうえ、実施するものとする。

### (協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙丙いずれかから協定を更新しない旨の書面による申出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

### (協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙丙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 3 年 6 月 1 日

甲 飯山市長

乙 飯山管工事工業協会 会長

丙 飯山市上下水道工事組会 組合長